

第 10 期 分 別 収 集 計 画

(令和 5 年度～令和 9 年度)

令和 4 年 7 月

鹿児島県喜界町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的な方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体（町民、事業者、行政）がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町では、一般廃棄物最終処分場が未整備であることから、焼却施設から排出される焼却残渣（焼却灰）は、島外で埋立処分されている。しかしながら、一般廃棄物の処理は、原則、市町村自らの責務において処理することと規定されていることから、一般廃棄物最終処分場を整備し、町内での最終処分体制を確立する必要がある。

また、本町の焼却施設は、新焼却施設が令和2年7月に完成し試験運転をへて令和3年4月より本格稼働を開始した。

本計画はこのような状況に鑑み、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、資源の有効利用と最終処分量の削減を目的として、町民、事業者、行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進し、廃棄物の減量や最終処分場及び焼却施設の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的な方向

本計画を実施するにあたり、基本的な方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制の推進
- ② 容器包装廃棄物の分別収集による資源化の推進
- ③ 容器包装廃棄物の適正処理の推進
- ④ 町民、事業者、行政の適正な役割分担に基づく容器包装廃棄物の発生抑制及び資源化の推進
- ⑤ 処理体制の広域連携

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月から令和10年3月までの5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、以下のものを対象品目とする。

- ・ スチール製の容器（スチール缶）
- ・ アルミニウム製の容器（アルミ缶）
- ・ ガラス製の容器で無色のもの（無色ガラスびん）
- ・ ガラス製の容器で無色のもの（茶色ガラスびん）
- ・ ガラス製の容器でその他の色のもの（その他の色ガラスびん）
- ・ 紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料として一部にアルミニウムが利用されているものを除く。紙パック）
- ・ 段ボール製の容器（段ボール）
- ・ ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、又はしょうゆを充てんするためのもの（ペットボトル）
- ・ プラスチック製の容器包装であって白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
- ・ プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（以下「プラスチック製容器包装」と表記）

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

各年度の排出量の見込みは、「平成29年度焼却施設測量設計業務委託報告書」及び環境省が実施した「一般廃棄物の組成調査の結果」並びに本町の排出実績を参考に算出した。

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	570t	553t	539t	523t	510t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら推進する。

また、町民代表及び事業者代表並びに行政関係各課で組織する喜界町廃棄物処理対策検討委員会において、情報交換・共有を行い、3R活動の推進に取り組む。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

① 環境教育

- ・ 教育委員会と連携した環境出前講座の開催
- ・ 職場体験学習等による3Rの理解促進
- ・ 学校と連携した社会科見学等の開催

② 啓発活動

- ・ 広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用した周知啓発
- ・ 各種イベント等での啓発活動
- ・ 分別一覧表（ごみの分け方・出し方）の作成及び全戸配布

(2) 過剰包装の抑制及びリサイクル等の推進

ごみの抑制を意識した消費行動として、不用品の有効利用や簡易包装の要求、マイバッグの持参、詰め替え商品・リターナブル容器・リサイクル製品の積極的な購入等をよびかけ「もったいない運動」を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

焼却施設の更新や最終処分場の整備等、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民や事業者の協力体制、委託業者が有する収集機材、町が有する施設や中間処理機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であるもの のうち白色の発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	24.0 t		24.0 t		23.0 t		22.0 t		22.0 t	
主としてアルミ製の容器	22.0 t		21.0 t		21.0 t		20.0 t		20.0 t	
無色のガラス製容器	(合計) 20.0 t		(合計) 19.0 t		(合計) 18.0 t		(合計) 18.0 t		(合計) 17.0 t	
	(引渡) 20.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 19.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 18.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 18.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 17.0t	(独自) 0.0t
茶色のガラス製容器	(合計) 27.0 t		(合計) 26.0 t		(合計) 25.0 t		(合計) 25.0 t		(合計) 24.0 t	
	(引渡) 27.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 26.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 25.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 25.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 24.0t	(独自) 0.0t
その他のガラス製容器	(合計) 15.0 t		(合計) 14.0 t		(合計) 14.0 t		(合計) 13.0 t		(合計) 13.0 t	
	(引渡) 15.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 14.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 14.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 13.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 13.0t	(独自) 0.0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.12 t		0.12 t		0.12 t		0.12 t		0.12 t	
主として段ボール製の容器	235.0 t		228.0 t		222.0 t		215.0 t		209.0 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 39.0 t		(合計) 38.0 t		(合計) 38.0 t		(合計) 37.0 t		(合計) 37.0 t	
	(引渡) 39.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 38.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 38.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 37.0t	(独自) 0.0t	(引渡) 37.0t	(独自) 0.0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもののうち白色トレイのみ	(合計) 0.12 t		(合計) 0.12 t		(合計) 0.12 t		(合計) 0.12 t		(合計) 0.12 t	
	(引渡) 0.12t	(独自) 0.0t	(引渡) 0.12t	(独自) 0.0t	(引渡) 0.12t	(独自) 0.0t	(引渡) 0.12t	(独自) 0.0t	(引渡) 0.12t	(独自) 0.0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 188.0 t		(合計) 183.0 t		(合計) 178.0 t		(合計) 173.0 t		(合計) 168.0 t	
	(引渡) 0.0t	(独自) 188.0t	(引渡) 0.0t	(独自) 183.0t	(引渡) 0.0t	(独自) 178.0t	(引渡) 0.0t	(独自) 173.0t	(引渡) 0.0t	(独自) 168.0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ① 直近過去5年度分の実績からごみ排出量に占める各容器包装廃物の比率及び平均値を算出する。（分別収集を実施している容器包装廃物に限る）
- ② 分別収集を実施していない容器包装廃物については、環境省が実施した一般廃棄物の組成調査の結果から得られたごみ排出量に占める容器包装廃物の比率及び平均値を準用する。
- ③ 「平成29年度焼却施設測量設計業務委託報告書」において算出した一般廃棄物の総排出量に上記①及び②で算出した値を乗じて各容器包装廃物の排出量を算出する。

なお、人口変動率は、「平成29年度焼却施設測量設計業務委託報告書」における「行政区内人口の推計」により、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
6,772人 (対前年度比) 98.44%	6,691人 (対前年度比) 98.80%	6,610人 (対前年度比) 98.79%	6,529人 (対前年度比) 98.77%	6,448人 (対前年度比) 98.76%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、一部の事業所により店頭で回収されている飲料用紙パック及び白色トレイについては、引き続きこれらの事業所の回収を活用する。

容器包装廃物の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	町による定期収集 (委託業者)	町
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	段ボール	公共施設拠点回収	町
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期収集 (委託業者)	町
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	町による定期収集 (委託業者) 事業所店頭回収	事業所
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	町による定期収集 (委託業者)	町

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶、ガラスびん、ペットボトルは、本町クリーンセンター内のストックヤードで選別・圧縮・保管している。平成31年度から段ボールのストックヤード及び圧縮梱包機を整備し、段ボールのリサイクルを開始した。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	パッカー車 (委託業者)	クリーンセンター内 ストックヤード (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	袋	パッカー車 (委託業者)	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	プラスチック コンテナ	軽トラック (委託業者)	事業所
段ボール	段ボール	縛る	排出者による	クリーンセンター内 ストックヤード (選別・圧縮・保管)
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車 (委託業者)	
白色発泡スチロール製 食品トレイ	白色トレイ	プラスチック コンテナ	軽トラック (委託業者)	事業所
プラスチック製容器包 装	プラスチック製 容器包装	袋	パッカー車 (委託業者)	クリーンセンター内 ストックヤード (選別・圧縮・保管)